

平 22 全経外第 20 号

平成 22 年 11 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「連結財務諸表に関する会計基準（案）」等に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 企業会計基準公開草案第 44 号 第 7-2 項

まず、子会社の範囲（定義や判断基準）についての明確化が必要で、現時点で、「出資者」を削除し連結対象とするべきではないと考える。

（理由）

顧客資産の流動化を目的として設立された特別目的会社については、一般的に所有者がチャリタブル・トラスト（国内法人においては一般社団等）となっており、アレンジャーである金融機関が議決権を保有していない。また、通常は、特定のアレンジャーが当該特別目的会社に対して過半の信用供与を行っており、アレンジャーである金融機関間で支配力に大差はないものと想定される。

しかしながら、現状、顧客債権流動化目的の特別目的会社については、「企業会計基準適用指針第 15 号」にて子会社の範囲が明示されていないことに起因して、「支配力基準」の解釈相違により、保守的に「開示対象特別目的会社」とするか、あるいは「開示対象特別目的会社」とせずに開示対応しないかに開示対応が分かれている場合があり得る。

かかる状況下では、従来「開示対象特別目的会社」として開示していた場合は、当該特別目的会社が連結対象となるが、「開示対象特別目的会社」として開示していない場合は、本見直しによっても何ら影響を受けない。

したがって、本見直しの実施により、アレンジャーである金融機関間で顧客債権流動化目的の特別目的会社に対する実態面の支配力に差異がないにも関わらず、連結貸借対照表上の取扱いが金融機関間で相違する可能性もあり、結果として投資家の判断を歪める懸念がある。

また、現在見直し中の国際会計基準における連結の範囲の基準へのコンバージェンスへの検討が今後見込まれるが、今回の見直しもコンバージェンスと同時期に行うことが有益と考えられる。

○ 企業会計基準公開草案第 44 号

実務対応報告公開草案第 35 号

今回の見直しに際しては、現状の子会社の判断基準は何も変更していないという理解でよいか。

(理由)

今回の見直しにより、現状の連結の範囲の考え方が大きく変更されると解釈する市場関係者もいることから確認したい。

具体的には、以下のようなケースについての連結の判断基準である。

- ① セールリースバック案件で 5%ルール の範囲内でのエクイティ出資を資産の譲渡者が行う場合
- ② 譲渡者が、自社保有していた既稼働の第三者賃貸物件を特別目的会社宛に売却、当該特別目的会社に譲渡者がエクイティ出資を行う場合
- ③ 資産を譲渡した企業あるいは資産を譲渡しかつ出資者を兼ねる企業にも該当しない単なるエクイティ出資者(年金等の機関投資家や個人投資家)、またはノンリコースローンレンダーが連結の要否を検討する場合

○ 企業会計基準公開草案第 44 号

企業会計基準適用指針公開草案第 39 号

特別目的会社と子会社の範囲の関係について、開示対象特別目的会社、開示対象特別目的会社以外で子会社に該当しない特別目的会社に関しては、その中に、関連会社とそれ以外があるという理解で構わないか。関連会社か否かの判断基準を明確化するのが望ましいのではないか。

○ 実務対応報告公開草案第 35 号 Q1 のA3

商法上の匿名組合における営業者の取扱いについて明確化すべきと考える。

(理由)

公開草案においては、営業者および匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当する場合においては、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含めることが適当である旨、明確化されている。

しかしながら、公開草案上の記載では、当該営業者の取扱いに関し、子会社

の範囲から外れるのか、非連結子会社に該当するのかが不明確であることから、当該業者が連結財務諸表等規則第5条第1項第二号の非連結子会社に該当することを明確にしていきたい。

以 上